

平成28年11月24日

株式会社東京証券取引所 御中

一般社団法人全国銀行協会

「決算短信・四半期決算短信の様式に関する自由度の向上について」に対する意見

今般、標記パブリック・コメントに対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

本年4月18日に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループの提言（以下「提言」という。）を踏まえ、決算短信・四半期決算短信（以下「短信」という。）の様式のうち、「本体である短信のサマリー情報について、上場会社に対して課している使用義務を撤廃し、短信作成の際の参考様式として使用を要請するに止める」という、短信の様式に関する自由度の向上を目的とした今回の改正の方向性について賛成する。

ただし、本件に関連して、本年中に公表される予定の「決算短信・四半期決算短信の記載事項の具体的な見直し」については、会社情報適時開示ガイドブック（以下「ガイドブック」という。）の改訂が行われると認識しているが、その際には、以下の点についてご留意いただきたい（なお、以下の頁数は2015年6月版のガイドブックを基準とする）。

1. 総論

提言の「基本的な考え方」では、企業と株主・投資者との対話を充実させていくため、全体として、より適時に、かつ、より効果的・効率的な開示が行われるよう、開示に係る自由度を向上させることが重要とされている。

したがって、提言の「具体的な見直しの方向性」における短信に係る記述のうち、「速報性に着目した記載内容の削減による合理化」を着実に実行し、削減すべき内容は項目自体を削除することを徹底するとともに、「要請事項の限定等による自由度の向上」を踏まえ、今回提案のサマリー情報の使用義務の撤廃に加えて、「要請事項」から「任意事項」に変更となることが予想される項目等に

については、企業の自由度を向上させる目的にそぐわない項目および具体例、説明等の削除を検討いただきたい。

すなわち、今後改正により任意事項となることが予想される「定性的情報の開示の充実に関する要請」、「投資判断に有用な情報の追加に係る要請」に含まれる開示内容は、投資家との対話を通じ企業自身の判断に委ねられることとなる。仮に現在のように具体例が示されていたり、「長年に亘る実務慣行として広く定着」「かねてより広く採用」といった記述が残った場合、企業の自由度を阻害しかねず、結果的に、表面的で画一的な開示となり、今回の改正の目的を達成できないことが懸念される。

また、すでに企業側に裁量が与えられている業績予想、個別業績の開示についても、実質的に企業の自由な開示を妨げる記載が依然残っていることから、今回の機会に、それらの見直しも合わせてお願いしたい。

以下、詳細について記載する。

2. 各論

○「経営方針」の削除

提言において、速報性が求められないため、短信ではなく、有価証券報告書または四半期報告書（以下「報告書」という。）における開示が適当とされている項目として「経営方針」が挙げられている。また、11月8日付で金融庁から公表された「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案¹において、報告書における項目として当該情報の記載が示されている。

以上のことから、「経営方針」（会社の経営の基本方針、目標とする経営指標、中長期的な会社の経営戦略（中期計画等の進捗状況を含む²）、会社の対処すべき課題、その他会社の経営上重要な事項など（ガイドブック401頁・421頁））の項目自体を削除することを要望する。

○「投資判断に有用な情報の追加に係る要請」の削除

「投資判断に有用な情報の追加に係る要請」は任意事項となると認識しており、投資判断に有用な情報が何かは企業が判断すべきであることを踏まえ、項目を削除すべきである。

仮に、「具体例」（ガイドブック424頁・455頁等）だけを削除する場合には、「※

¹ 金融庁ウェブサイト <http://www.fsa.go.jp/news/28/sonota/20161108-2.html>

² 本件は「(b)経営成績・財務状態に関する分析」の項目であるが、「中長期的な会社の経営戦略」に含むことが認められている（ガイドブック420頁）。したがって、当該項目についても必ずしも速報性は求められていないものと考えられる。

一般に、過年度において「決算短信」において記載されていた事項につき、上場会社が新たに開示をとりやめようとする場合（中略）これに限定されるものではありません」（ガイドブック424頁）という記述は少なくとも削除いただきたい。企業と投資家の対話の観点から有用でないと判断し、仮に開示を2017年3月以降に取りやめた場合に、上記の※の記載があることにより、その判断に影響を及ぼすという事態が生じないように配慮していただきたい。

○「連結業績予想」の削除

連結業績予想はすでに、現在の短信様式において、「各社の実情に応じて、開示対象項目や開示対象期間の追加又は削除、開示形式の変更を行う」こと等が認められている。短信様式が参考様式となることで、さらに自由度を高めるべく、短信様式および「一律に記載を要請している事項」（ガイドブック420頁）から当該項目は削除すべきである。仮に参考様式から削除を行ったとしても、必要な情報を企業で判断したうえで開示するため、開示の後退には当たらないと考える。

○短信様式における「(参考) 個別業績の概要」の削除

提言における要請事項では個別財務諸表の開示は求められておらず³、連結業績主体の時代の流れにおいて、サマリー情報に個別業績の概要を記載する意義は薄れている。また、特定上場会社等は、単体の業績予想の開示義務がそもそもないにもかかわらず、短信様式における「(参考)」とはいえ、項目としてガイドブックに記載されることにより、個別業績に重要性がない場合であっても、過度に保守的に解釈して記載せざるを得ないケースが生じている。こういった状況を踏まえ、短信様式上から「(参考) 個別業績の概要」を削除することをご検討いただきたい。

以 上

³ 提言では、「証券取引所が決算短信及び四半期決算短信への記載を要請する事項をサマリー情報、経営成績・財政状態・今後の見通しの概況（決算短信のみ）並びに連結財務諸表（四半期決算短信については、四半期連結財務諸表）及び主な注記に限定する」としている。